

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

第1節 現状と課題に関する基本認識

現状と課題

本町の公共建築物は、主に1960年代から1980年代にかけて整備され、そのまま継続して保有してきました。延床面積の合計は約11.7万㎡となっており、県内町村と比べて最も多い値となっています。

これらの公共建築物を全て維持管理・更新していくことは困難であると推測され、老朽化の状況をみると築30年以上が約57%となっており、公共施設マネジメントの早急な対応が求められています。

基本認識

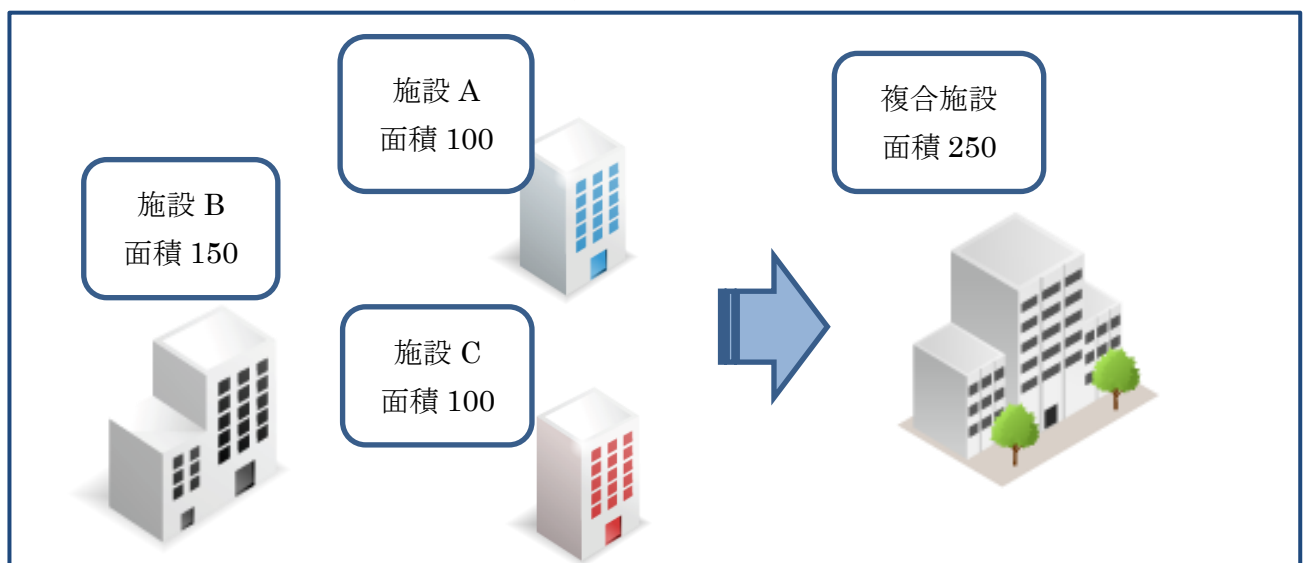
人口減少と少子高齢化に伴う税収減や、扶助費などの義務的経費の増大が見込まれるなか町民ニーズの変化や適正な施設規模を充分見極める必要があります。そのような中で、地域拠点のポテンシャルを維持しつつ、各地域に必要な機能の見直しを行い、施設の規模縮小を基本としながら総量縮減を図る必要があります。

例えば未利用施設、小中学校に空き教室が生じた場合、これら施設の転用利用を積極的に行い、余剰となった施設の廃止及び除却を進める必要があります。

各施設の更新時には、ほかの施設との複合化や多機能化を進める必要があります。また大規模改修の機会には、減築などの併用による規模縮小を検討する必要があります。

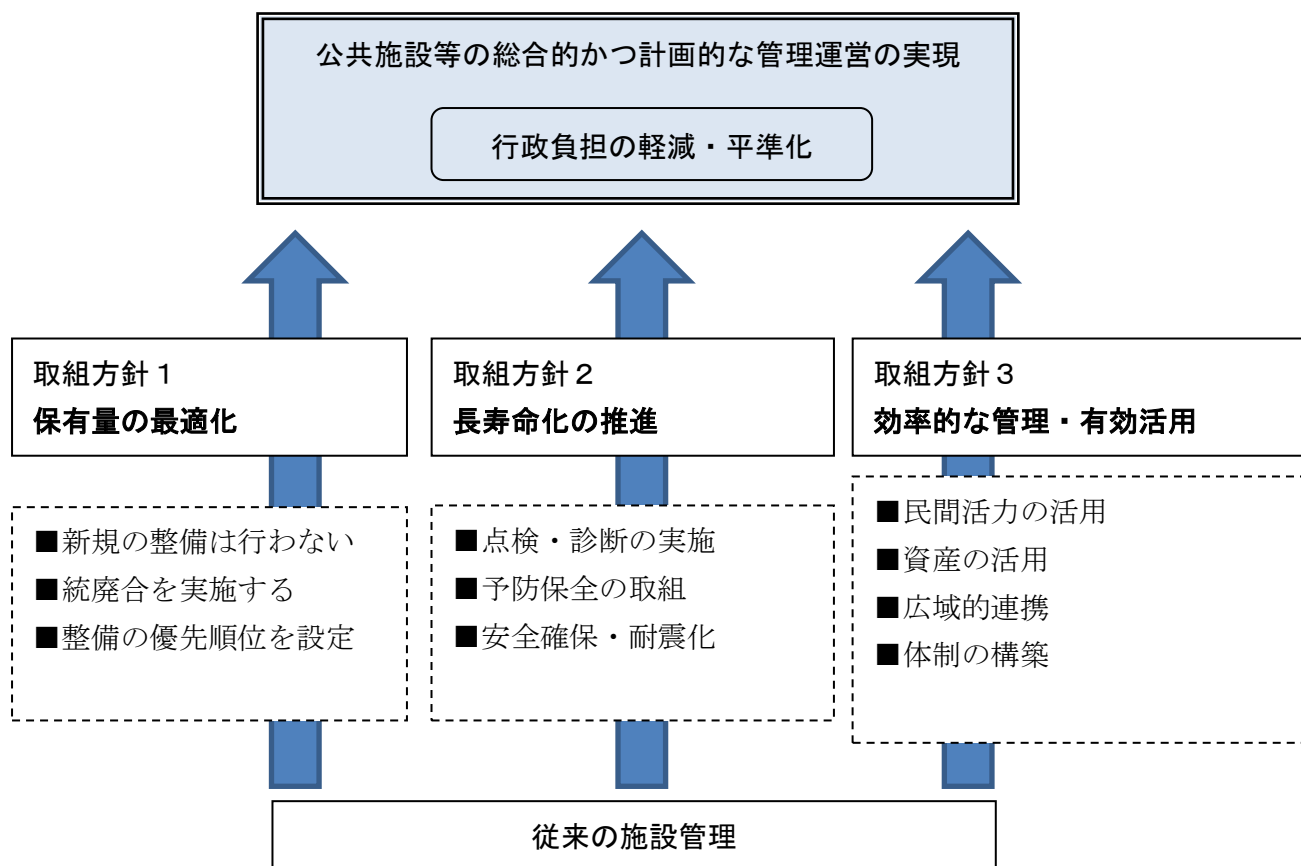
町全体の公共施設等の最適化を実効性のあるものとするため、各施設の更新や統廃合などの実行計画を立案するとともに、全庁的な取り組み体制を構築し、計画的な維持更新を進めていく必要があります。

複合化のイメージ



第2節 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

本計画の目的を「公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現」とします。そのための基本的な取組み方針として「保有量の最適化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定し、公共施設マネジメントを進めます。



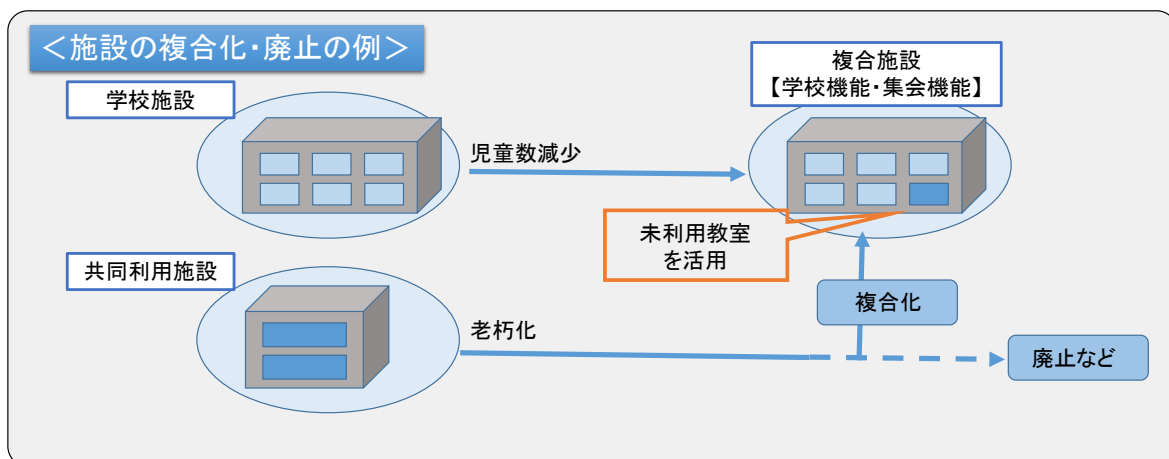
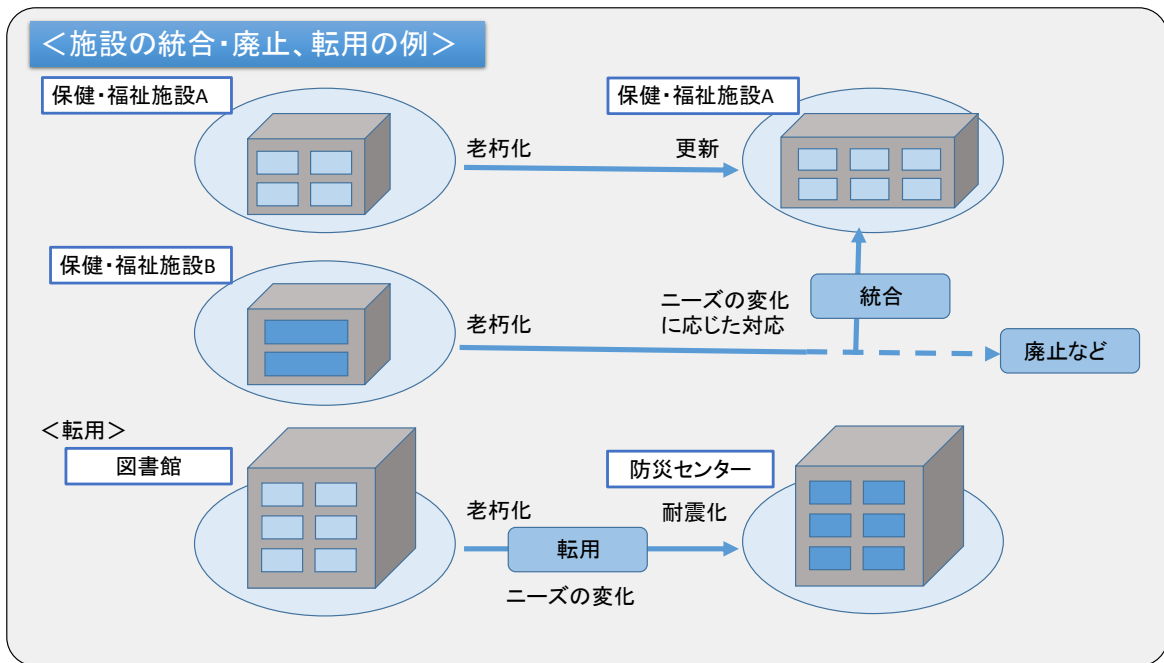
取組方針1 保有量の最適化

（1）公共建築物

公共建築物の更新にあたっては、新規の公共施設整備を行わずに、他目的の公共施設や民間施設の活用等を視野に入れた統廃合を検討します。また、コミュニティセンター及び各地区分館のような、同用途の施設が重複している場合は、町民のニーズや利用実態を考慮した上で施設の集約や複合化、転用などを検討します。今後、用途廃止や統合等により余剰となる施設や土地が生じる際は、売却や利活用について検討します。

（2）インフラ資産

インフラ資産については、施設の長寿命化と耐震補強を基本とし、現在の投資額（一般財源）の範囲内で、町民のニーズや費用対効果を踏まえ、優先順位を設定し適正な改修・更新を実施します。



取組方針2 長寿命化の推進

〔長寿命化の実施方針〕

施設の長寿命化の実施にあたっては、事業の実施によりライフサイクルコスト縮減の見込みを検討します。今後、長寿命化計画を策定する施設については、本計画に準じて長寿命化を推進していきます。また、既に長寿命化計画が策定されている施設については、本計画との整合性に配慮しつつ、当該計画に基づく長寿命化を推進していきます。今後、大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化に貢献する改修を併せて実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(1) 点検・診断の実施

今後も利用が見込まれる施設については、定期的な点検のほか、任意の調査及び必要な点検・診断を実施していきます。また、利用者の目線でみた施設の劣化、損傷の情報がくみ上げられ、早期の修繕に生かせる仕組みの構築を目指します。

調査及び点検の結果は、本計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、一元管理する仕組みの構築を検討します。

インフラ資産については、既存の長寿命化計画や国の技術基準などに準拠して、適正に調査及び点検・診断を実施します。

(2) 予防保全の取組

維持管理、修繕・更新などを実施するにあたっては、不具合が発生してから修繕を行う事後保全から、不具合を未然に防止するために計画を立てて保全を行う予防保全への転換を進めます。予防保全は、推奨された周期で更新及び修繕を行う「時間計画保全」ではなく、劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を行う「状態監視保全」への取り組みを検討していきます。

なお施設の経年変化については、法規改正に伴う既存不適合の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

適法性管理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査 の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

特に更新の際には、利用者の動向や町民ニーズ、周辺の類似施設の状況などを踏まえて施設規模の縮減を充分検討し、総量の適正化を図ります。

(3) 安全確保・耐震化

① 安全の確保

施設利用者の安全確保を最優先として各種対策に取り組みます。

点検・診断などの結果から異常が認められる施設については、早期に修繕、改修などの対策を講じます。

また、災害時の安全性確保の観点から、インフラ資産の点検・診断を進め予防保全に努めます。

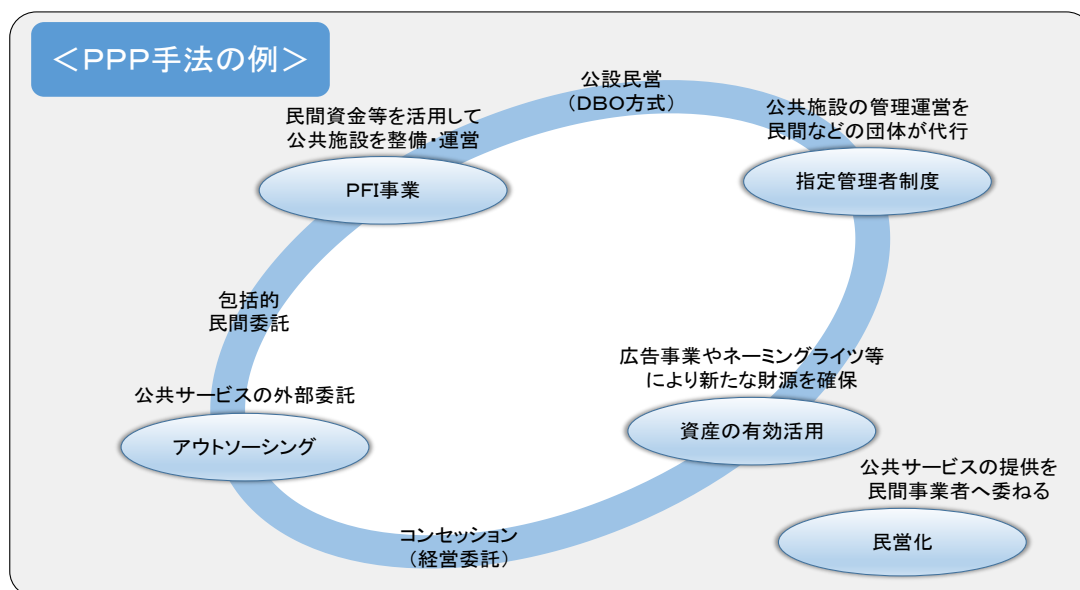
② 耐震化の実施

災害時のライフラインの確保及び避難場所としての機能確保を最優先として、耐震化に取り組みます。耐震改修の実施の際には、ライフサイクルコストを考慮した経済的有益性の検討を行い、長寿命化につながる改修を併せて実施します。

取組方針3 効率的な管理・有効活用

(1) 民間活力の活用

PPP/PFIの導入や民間事業者、地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図ります。



(2) 資産の活用

用途廃止や統合などにより余剰となる施設及び土地が生じる際は、民間などへの売却の可能性を検討します。インフラ資産については、施設の長寿命化と耐震補強を基本とし、町民のニーズや費用対効果を踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

(3) 広域的連携

宮崎県や都城市など近隣町町村が所有する施設との間で相互に連携をとることにより、公共施設の有効活用を図るための検討を進めていきます。

(4) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

公共施設等の更新や統合の事業化の際に、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。また、公共施設等のマネジメントを推進するための専門部署の設立の必要性を検討します。

第3節 数値目標の設定

前述の基本的な考え方や方針に基づき、かつ、今後の本町の財政動向及び社会環境の変化を見据え、公共施設の適正管理を目指します。

具体的には、行政サービスの水準を落とさずに、人口推移に見合った規模の施設総量の適正化を実現することが求められます。本町では今後の人口推移を示す三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」において、2010年に24,800人の人口が、2040年においては23,379人と、微減傾向であることから、人口推移の影響を考慮します。

これまでの必要更新費と投入可能額の関係から、今後30年間で公共施設全体の維持・更新にかかる費用の削減目標を25%に設定します。公共建築物については、15%に設定し、面積削減に取り組みます。インフラ資産（道路、橋梁、下水道）については、10%に設定し、総量削減の取り組みは困難なことから実施はしませんが、支出の削減を図るとともに、現状の投資額を維持することとし、投資額の範囲内で維持・更新を実施していきます。

	今後30年間 維持更新必要額	今後30年間 投入可能額 ^{※16}	不足額
公共建築物	約404億円	約299億円	約105億円
インフラ資産 ～道路、橋梁、下水道～	約269億円	約200億円	約69億円
合計	約673億円	約499億円	約174億円

今後30年間で公共施設全体の維持・更新にかかる費用 25%削減

また、公共施設全体の維持・更新費を今後30年間で25%削減していくために、3期に分けて10年間ごとの実行計画を設定します。

	第1期 2017年度～2026年度	第2期 2027年度～2036年度	第3期 2037年度～2046年度	削減目標 合計
削減率	9%	8%	8%	25%
公共 建築物	約38億円 (5%)	約33億円 (5%)	約33億円 (5%)	約105億円 (15%)
インフラ 資産	約26億円 (4%)	約22億円 (3%)	約22億円 (3%)	約69億円 (10%)
合計	約64億円	約55億円	約55億円	約174億円

※16 今後30年間投入可能額は、過去4年間(2011年度～2014年度)の普通建設事業費における、公共建築物とインフラ資産(道路、橋梁、下水道)にかけられた金額を基に算出しています。